

はえなわ 摂州兵庫の延縄漁師

おきてがたのこと わかめ 「置手形之事（摂州兵庫津和布屋権六船）」 文政2年(1819)11月（塩崎家文書531）

延縄漁は、長い幹縄に一定間隔で多数の釣糸（枝糸）を付けた漁具を海中に入れ、一定時間後に引き揚げる漁法です。津久野浦には、例年摂州兵庫の延縄漁師船団が据浦していました。

この古文書は、文政2年10月23日夜、津久野浦に据浦していた15艘の延縄船団が沖合で操業中に遭難し、和布屋権六船の4人が行方不明になった海難事故の「置手形」です。

置手形とは、海難事故後に船主側の責任者が事故現場に出張し、残存荷物の受取など全ての手続完了後に現場側に対して発行する証書です。ここでは、出稼ぎ先の口熊野橋杭浦（現東牟婁郡串本町くじのかわ鬮野川）から「支配人」として駆け付けた権六の兄である荒物屋甚六が、生き残った14艘の漁船の船頭と連名で津久野浦庄屋・肝煎宛きもいりに発行しています。権六船の4人は、溺死として扱われたのでした。